

項目	内容	実施結果
目標	<p>1. 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両事故の削減目標 <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故 0件(前年0件) ・人身事故 0件(前年1件) ・物損事故 0件(前年4件…3件が積地、納入先) <p>2. 輸送の安全に関する投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度 予算額 200万円 (安全機器経費、SAS検査費、適正検査費等) 	<p>1. 結果</p> <p>交通事故発生件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故 0件 ・人身事故 1件 ・物損事故 3件 <p>2. 29年度輸送の安全に関する投資額実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルタコグラフ等安全機器関係費用 350万円/年 ・SAS検査受診料 18万円/年 ・バックアイカメラ装着 20万円/年
計画	<p>1. 定例安全会議を毎月、1回開催し、安全意識の高揚と他社の事故事例を基に事故要因を分析・検討し、輸送の安全に関する情報を共有するために定期的又は必要に応じ適時開催する。</p> <p>2. 教育用ビデオを活用した危険感受性の向上を図る。</p> <p>3. 健康診断の年2回の実施</p> <p>4. SAS(睡眠時無呼吸症候群)検診の受診</p> <p>5. 一般適性診断の実施</p> <p>6. 年末年始車両点検の実施</p> <p>7. 計画に基づいた教育の実施</p> <p>8. 飲酒運転の防止</p> <p>9. 公的行事等を計画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①春の全国交通安全運動(4月6日～15日) ②秋の全国交通安全運動(9月21日～30日) ③全国安全週間(準備期間6月、実施7月1日～7日) ④全国労働衛生週間(準備期間9月、実施10月1日～7日) ⑤年末年始安全総点検(12月10日～1月10日) 	<p>1. 安全会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期安全会議を川崎事業所、鹿島事業所においてそれぞれ毎月1回開催した。 ・京極運輸商事㈱の安全研修会に参加した。 ・事故発生後、都度、安全会議を開催し事故内容説明と同種事故防止について指導した。 ・荷主による物性教育を実施した <p>2. 「だろろ」運転の影響と危険に対する感受性を引き出した。(教育用ビデオを利用して実施した。)</p> <p>3. 年2回の健康診断を実施(春・秋)した。</p> <p>4. 乗務員全員にSAS(睡眠時無呼吸症候群)の検診を行った。 ・問題のある乗務員には受診するよう指導した。</p> <p>5. 適性診断用PCにて実施した。</p> <p>6. 年末年始車両点検を実施し、その結果を関係団体へ報告した。</p> <p>7. 年間事故防止計画に基づき教育を行った。</p> <p>8. 点呼時に於けるアルコール検知器によるアルコールチェックを実施した。(アルコール検知器の保守校正契約を締結し、精度の維持管理に努めた。)</p> <p>9. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止対策の一環としてとして、事故惹起者に対し所長による安全教育と班長による添乗教育を実施した。 ・牽引初心者に対し、班長並びに熟練者による添乗教育を実施した。 ・積地で毎月1回行われる「安全強化日」運動に積極的に参加した。
安全マネジメントの的確な実施	<p>1. 安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に推進する。</p> <p>2. 下請事業者の安全マネジメントを阻害することなく、可能な限り協力する。</p>	<p>1. 評価及び改善については安全会議で毎月行った。</p> <p>2. 協力会社管理者には、毎月の安全会議に参加願った。</p>
事故発生時の改善策	<p>1. 当社は、安全マネジメントの実施計画並びに実施結果について、当社ホームページに公開する。</p> <p>2. 当社は、輸送の安全に係わる処分を受けた場合は、その内容並びに当処分に基づき実施した措置及び講じようとする措置内容を遅滞なくホームページ上に公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社内向けに、ドライバー控室、事務所に掲載した。 ・公表期間 <ul style="list-style-type: none"> ①次年度の情報の公表を行うまでの期間 ②当該行政処分を受けた日から3年間
記録の管理	<p>1. 安全マネジメントの実施状況が分かるように記録、保存する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理規定第十九条(輸送の安全に関する記録の管理)に基づく。 ・本社業務部にて5年間保存